

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、株式会社東北測量設計社（所在地 新潟県上越市）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

平成29年 3月16日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

（問い合わせ先）

新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館

国土交通省 北陸地方整備局

総務部 契約課長 早矢仕一成 Tel 025-370-6647（ダイヤルイン）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社東北測量設計社	新潟県上越市平成町598-4

2. 指名停止措置期間：平成29年3月16日 ～ 平成29年3月29日（2週間）

3. 指名停止措置の範囲：北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者が受注した「平成28年度信濃川（大河津地区及び長岡地区）定期横断測量業務」において、平成28年11月14日、信濃川で測量作業をしていた作業員1名が川の深みに足を取られ、バランスを崩して転倒し、川に流されて死亡する業務関係者事故が発生した。

5. 措置理由

上記4. については「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号）並びに「国土交通省所掌の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第1第7号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

（指名停止措置要領別表第1）

措 置 要 領	期 間
1～6 略	
<p>（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）</p> <p>7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	当該認定をした日から2週間以上4ヵ月以内
8 略	